

第11号議案 令和3年度長崎市一般会計予算

目次	ページ	説明書 記載頁
1 市民健康部 当初予算比較表	1	
2 医療療養給付費負担金(3.1.10)	2	170~171
3 骨髄バンクドナー普及啓発費(4.1.1)	3~4	188~189
4 地域救急医療体制支援補助金(4.1.1)	5~7	188~189
5 地方独立行政法人長崎市立病院機構費(運営費負担金)(4.1.1)	8~12	190~191
6【単独】民間病院施設整備事業費補助金(長崎原爆病院)(4.1.1)	13~14	190~191
7 新型コロナウイルス感染症対策費(4.1.4)	15~17	192~193
8 風しん予防接種費(4.1.4)	18~19	194~195
9 がん検診等事業費(4.1.5)	20~21	194~195
10【補助】保健環境試験所施設整備事業費(検査機器整備)(4.1.7)	22	196~197
11【単独】保健環境試験所施設整備事業費(検査機器整備)(4.1.7)	23	196~197
12 まちねこ不妊化推進費(4.1.8)	24~25	196~197
13【単独】環境衛生施設整備事業費(動物管理センター移転)(4.1.8)	26~28	198~199

市民健康部

令和3年2月



市民健康部 当初予算比較表(人事課所管の給与費を除く)

(単位：千円)

款	項	目	3年度 当初予算額	2年度 当初予算額	増減額	増減率
2	総務費		6,836	81,738	▲ 74,902	▲ 91.64%
	1	総務管理費	6,836	81,738	▲ 74,902	▲ 91.64%
		6 財産管理費	6,448	81,544	▲ 75,096	▲ 92.09%
		24 諸費	388	194	194	100.00%
3	民生費		12,400,157	11,890,147	510,010	4.29%
	1	社会福祉費	12,400,157	11,890,147	510,010	4.29%
		8 国民健康保険事業費	4,467,466	4,091,907	375,559	9.18%
		10 後期高齢者医療事業費	7,932,691	7,798,240	134,451	1.72%
4	衛生費		3,495,898	2,696,719	799,179	29.64%
	1	保健衛生費	3,495,898	2,696,719	799,179	29.64%
		1 保健衛生総務費	1,246,298	1,186,294	60,004	5.06%
		2 保健所費	11,812	10,860	952	8.77%
		4 予防費	1,170,770	454,861	715,909	157.39%
		5 健康増進費	415,033	423,826	▲ 8,793	▲ 2.07%
		6 結核対策費	21,750	24,084	▲ 2,334	▲ 9.69%
		7 保健環境検査費	49,949	45,279	4,670	10.31%
		8 環境衛生費	78,557	63,806	14,751	23.12%
		11 診療所費	501,729	487,709	14,020	2.87%
9	消防費		-	2,700	▲ 2,700	皆減
	1	消防費	-	2,700	▲ 2,700	皆減
		4 災害対策費	-	2,700	▲ 2,700	皆減

予 算 説 明 書					事 業 名	当初予算額
ページ	款	項	目	番号		
170～ 171	3 民生費	1 社会福祉費	10 後期高齢者 医療事業費	2-2	医療療養給付費負担金	千円 6,342,052

1 概 要

高齢者の医療の確保に関する法律第98条の規定により、本市の後期高齢者医療被保険者に係る療養給付費総額から現役並所得者に係る給付費を除いた額の12分の1を本市の一般会計から長崎県後期高齢者医療広域連合特別会計へ療養給付費負担金として支出するもの。

【後期高齢者医療費負担割合】

保険料	支払基金 交付金	公 費			
		合計	国庫負担金	県負担金	市負担金
10/100	40/100	50/100	4/12	1/12	1/12

2. 事業内容

(1) 令和3年度長崎市推計平均被保険者数 65,335人

(2) 長崎県後期高齢者医療広域連合算出 (単位:円)

	①療養給付費等 総額	②現役並所得者 に係る給付費	③負担対象額 (①-②)	負担額 ③×1/12
療養給付費 負担金	79,225,923,425	3,121,308,390	76,104,615,035	6,342,051,252

【対前年度増減額】 136,927千円

(理由:一人当たりの医療費の増加に伴う増)

3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 6,342,052	千円 84,739	千円 -	千円 -	千円 -	千円 6,257,313

※1 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
188～189	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	3-3	骨髄バンクドナー 普及啓発費	千円 733

1 概 要

骨髄等(骨髄・末梢血幹細胞)移植を必要としている血液疾患のある患者に対し、骨髄等を提供するドナーが提供しやすい環境をつくり、骨髄等提供の促進を図る。

2 事業内容

(1) 骨髄等移植ドナー支援助成事業(新規)

ア 実施方法

骨髄等提供のための有給休暇制度のある企業や団体に勤務していないドナーが、骨髄等提供のために通院・入院した場合、その日数に応じて助成金を支給する。

イ 対象者

骨髄等提供者である市民
(骨髄等提供のための有給休暇制度のある企業や団体に勤務していない者)

ウ 助成金内容

1回の提供につき 20 千円×通院又は入院に要した日数。(ただし7日分、140 千円を上限とする。)

エ 事業費

701 千円
・助成金 140 千円×5人=700 千円
・郵送料 1千円

(2) 骨髄バンクドナー登録の推進(保健所活動費からの移行)

ア 実施方法

市庁舎で献血車による献血実施時にドナー登録会を実施する。(年6回)
ベルナード観光通りでのドナー登録会を実施する。(年1回)
啓発ポスター等の掲示をふれあいセンター等に依頼する。

イ 事業費

32 千円(ドナー登録会記念品代、郵送料)

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金※	地方債	その他	一般財源
千円 733	千円 —	千円 350	千円 —	千円 —	千円 383

※ 長崎県骨髄等移植ドナー助成事業補助金 骨髄等移植ドナー支援助成金(700 千円)の1/2

【参考】

《骨髄バンクの国内の現状》

(日本骨髄バンク資料より 令和2年12月末現在)

ドナー登録数	529,140人	(長崎県 7,236人)
患者登録数	1,330人	(長崎県 4人)
移植実施数	令和2年中 1,092件	(令和元年中※ 1,243件)

※ 令和元年中:平成31年1月～令和元年12月

《他市町の助成事業実施の状況》

九州内 県庁所在地・中核市	4市(福岡市、大分市、宮崎市、那覇市)
県内	2市(佐世保市、大村市)

※ 長崎市を除く、県内4市1町で令和3年度実施を検討中

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
188～ 189	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	6-4	地域救急医療体制 支援補助金	千円 38,618

1 概 要

医療資源が限られた地域の救急患者がより早く初期診療を受けられるよう、時間外においても救急患者受入体制を確保する医療機関に対し、令和元年度から運営費の補助を行っている。現在補助対象要件を満たす医療機関は、救急告示病院の役割とあわせて夜間急患センターの役割を担っており、地域住民において重要な施設であることから、救急医療体制が継続して確保されるよう、補助の見直しを行うもの。

(1) 補助対象要件

次の要件を全て満たすこと。

ア 救急告示医療機関であること。

イ 市内に所在し、最寄りの救急告示病院等が半径4キロメートル以内に存在しないこと。(本補助の目的が、医療資源が限られた地域における安定的な地域救急医療体制の構築であるため、へき地診療所の設置基準を根拠として設定)

(2) 補助対象事業

診療時間以外の時間帯において、救急医療体制を整備し、かつ、通常の当直体制のほかにも救急患者の受け入れに対応できる内科、外科の診療を行う医師その他医療従事者を確保する事業(病院群輪番制病院補助金の交付対象となる事業は除く)

(3) 補助対象要件を満たす医療機関

社会医療法人 長崎記念病院 (南部地区)

2 変更内容

(1) 課題

中央部及び北部(琴海及び外海地域を除く)地区は、概ね30分以内に輪番制病院への搬送が可能だが、琴海及び外海地域や南部地区などの一部地区においては、他の地区と比較し医療資源が限られているため、搬送に時間を要している状況である。

また、当該地区においては、夜間・休日等に一次救急医療を提供する夜間急患センターまでの移動時間についても同様の状況となっている。

さらに、民間の医療機関においては、時間外の救急患者受入を行うにあたり、限られた常勤医師のみでは対応できないため、多くを非常勤の医師に頼っている状況であり、地域性もあり多額の人件費を要することとなっている。

なお、令和元年10月に長崎医療圏病院群輪番制審議会から提出された「長崎市の病院群輪番制についての調査報告書」においては、「南部地区については、他の地区と異なり医療資源が限られているため、夜間急患センターのような機能を設置することに関し、期限を定めて検討を進められたい」との提言がなされている。

【参考 1】

●夜間急患センターの患者受入実績

(単位:人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
患者受入(総数)	13,643	13,562	12,354

●中央地区・北部地区(8 輪番病院)の時間外救急患者受入実績

(単位:人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
時間外患者受入(総数)	35,078	34,698	31,943
ウォークイン	25,681	24,803	21,951
救急車	9,397	9,895	9,992

●南部地区(長崎記念病院)の時間外救急患者受入実績

(単位:人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
時間外患者受入(総数)	5,725	5,665	6,075
ウォークイン	5,306	5,230	5,621
救急車	419	435	454

※医療資源が限られた中、ウォークインの患者については、夜間急患センターの約 45% の受け入れを行っている。(南部地区の救急告示病院は 1 病院のみ)

(2) 見直し内容

○算定対象を、現在の医師 1 名分から、配置している実態に合わせて医師 2 名分とし、さらに主要な従事者である看護師 2 名分についても対象とするもの。

○単価設定においては、類似事業との整合性を図る観点から、時間外割増加算及び算定対象時間について、病院群輪番制病院に対する補助に合わせ、変更するもの。

算定対象		時間外割増	算定対象時間	補助率
現行	医師 1 名分	あり	・夜間 17 時～翌 8 時 ・土曜 13 時～17 時 ・日祝 8 時～17 時	1/2
見直し後	医師 2 名分＋ 看護師 2 名分	なし	・夜間 18 時～翌 8:30 ・土曜 13 時～18 時 ・日祝 8:30～18 時	1/2

【参考 2】病院群輪番制病院補助金との比較

算定対象	時間外割増	算定対象時間	補助率
医師 1 名分	なし	・夜間 18 時～翌 8:30 ・土曜 13 時～18 時 ・日祝 8:30～18 時	—

【参考3】対前年度比較

令和3年度 当初予算 ①	令和2年度 当初予算 ②	増減額 ①－②
38,618 千円	22,025 千円	16,593 千円

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
38,618	—	—	—	—	38,618

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
190～ 191	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	10-2	地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 運営費負担金	千円 990,044

1 概 要

地方独立行政法人法第85条の規定により、その性質上、法人の事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが適当でない経費について、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じ、設立団体である長崎市が負担するもの。

2 事業内容

(単位:千円)

区 分		金 額	備 考
不 採 算 経 費	救急医療	454,903	救急医療体制の確保に必要な経費
	高度医療	45,794	高度医療機器による治療にかかる医師等の人件費及び医療機器保守等に要する経費
	結核医療	18,383	結核病床(13床)の確保に要する経費
	小児医療	25,340	小児病床(20床)の確保に要する経費
	医師等の研究研修	9,648	医師、看護師等の研究研修に要する経費
	周産期医療	38,963	周産期医療に供する病床の確保に要する経費 NICU(新生児特定集中治療室)(9床)、 GCU(新生児治療回復室)(6床)
	院内保育所	5,798	病院内保育所の運営に要する経費
小計		598,829	
そ の 他	地方独立行政法人移行前 地方債元金償還分	42,660	地方独立行政法人移行前の企業債元利償還金の1/2 (H14以前は2/3)
	地方独立行政法人移行前 地方債利息償還分	15,819	
	地方独立行政法人移行後 地方債元金償還分	316,259	地方独立行政法人移行後の企業債元利償還金の1/2
	地方独立行政法人移行後 地方債利息償還分	16,477	
小計		391,215	
合計		990,044	

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 990,044	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 990,044

【参 考】

1 地方独立行政法人長崎市立病院機構運営費負担金推移

(単位：千円)

区 分		R 元年 決算額	R2 年度 当初予算(a)	R3 年度 当初予算(b)	増減額 (b) - (a)	主な増減理由
不 採 算 経 費	① 救 急 医 療	334,116	392,677	454,903	62,226	①救急受入体制強化のため、非輪番日にも救急科医師を輪番日と同様に配置したことによる人件費等の増
	② 高 度 医 療	42,266	40,649	45,794	5,145	
	③ 結 核 医 療	31,110	20,478	18,383	△ 2,095	
	④ 感 染 症 医 療	25,506	25,506	0	△ 25,506	④感染症病床をコロナ患者専用とし、その分は国の補助金対象となることから、運営費負担金の対象から除外したもの
	⑤ 小 児 医 療	—	—	25,340	25,340	⑤専用病床数の減(36→20床)による収入見込み減 ⑦対象を小児科全体から新生児内科に特化したことによる経費等の減
	⑥ 医師等の研究研修	16,248	17,179	9,648	△ 7,531	
	⑦ 周産期医療	59,880	61,764	38,963	△ 22,801	
	⑧ 院内保育所	5,798	5,798	5,798	0	
小計		514,924	564,051	598,829	34,778	
そ の 他	地方独立行政法人移行前 地方債元金償還分	40,618	41,624	42,660	1,036	
	地方独立行政法人移行前 地方債利息償還分	17,860	16,854	15,819	△ 1,035	
	地方独立行政法人移行後 地方債元金償還分	222,249	317,059	316,259	△ 800	
	地方独立行政法人移行後 地方債利息償還分	17,601	18,527	16,477	△ 2,050	
小計		298,328	394,064	391,215	△ 2,849	
合 計		813,252	958,115	990,044	31,929	

2 令和3年度 地方独立行政法人長崎市立病院機構予算（対前年度比較）

（単位：百万円、税込）

区 分	令和2年度 予算 A	令和3年度 予算 B	増 減 B-A
収入	15,014	15,222	208
営業収益	14,141	14,535	394
医業収益	13,490	13,849	359
運営費負担金収益	606	641	35
補助金等収益	45	45	0
営業外収益	177	151	△ 26
運営費負担金収益	35	32	△ 3
その他営業外収益	142	119	△ 23
資本収入	696	536	△ 160
運営費負担金	317	316	△ 1
長期借入金	379	220	△ 159
その他資本収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
支出	14,813	14,875	62
営業費用	13,576	13,754	178
医業費用	13,576	13,754	178
給与費	7,615	7,669	54
材料費	3,880	3,982	102
経費	2,003	2,048	45
その他	78	55	△ 23
営業外費用	126	97	△ 29
資本支出	1,111	1,024	△ 87
建設改良費	379	289	△ 90
償還金	714	714	0
その他資本支出	18	21	3
その他の支出	0	0	0

※ 百万円未満を四捨五入した数値で表示したため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

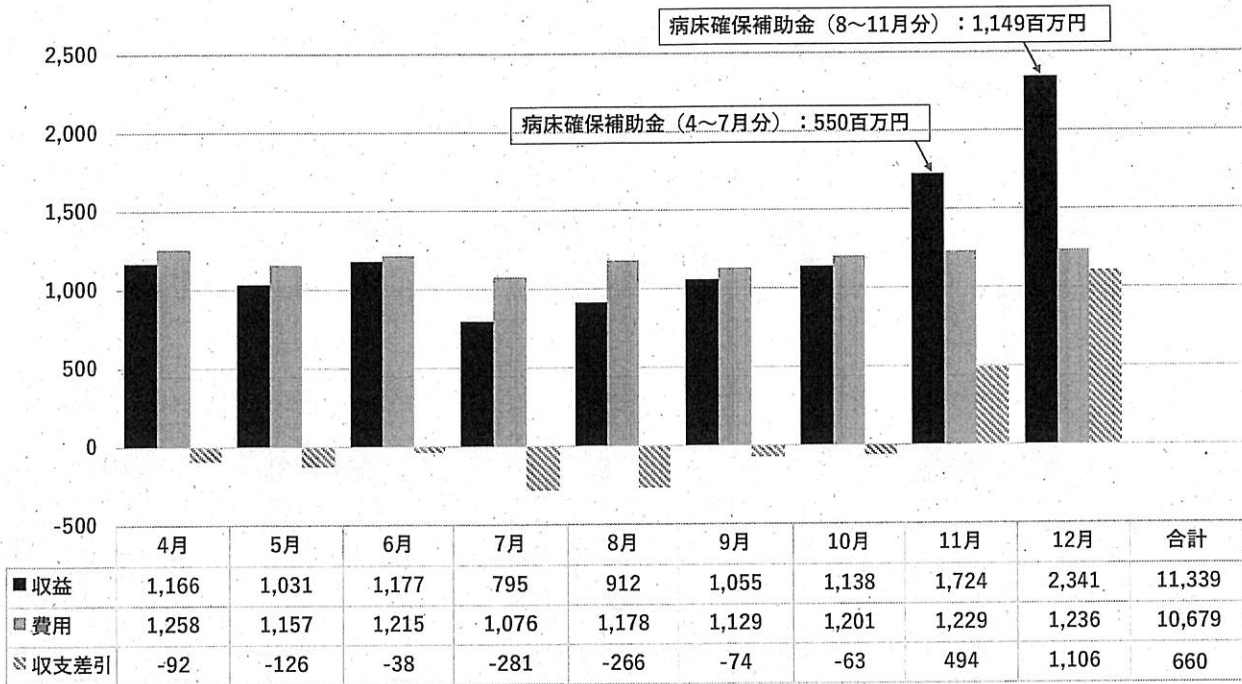
3 地方独立行政法人長崎市立病院機構決算の推移（損益計算書）

（単位：千円、税抜）

区 分	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和元年度 決算
収益の部	14,510,313	14,250,316	14,423,111
営業収益	13,882,984	14,076,727	14,260,090
医業収益	12,535,744	12,774,513	13,174,971
運営費負担金収益	534,160	509,794	555,542
補助金収益	38,005	33,577	40,756
その他営業収益	775,075	758,843	488,821
営業外収益	163,862	170,006	162,935
運営費負担金収益	39,167	37,343	35,461
その他営業外収益	124,695	132,663	127,474
その他の収入	463,467	3,583	86
費用の部	14,004,240	14,247,132	14,794,346
営業費用	13,556,261	13,873,310	14,587,280
医業費用	12,920,271	13,159,508	13,799,040
給与費	6,697,167	6,899,389	7,223,081
材料費	3,244,887	3,287,225	3,570,114
経費	1,615,447	1,690,527	1,762,597
その他	1,362,770	1,282,367	1,243,248
一般管理費	261,262	327,067	321,019
その他営業費用	374,728	386,735	467,221
営業外費用	176,105	171,977	178,956
その他の支出	271,874	201,845	28,110
純利益	506,073	3,184	△ 371,235

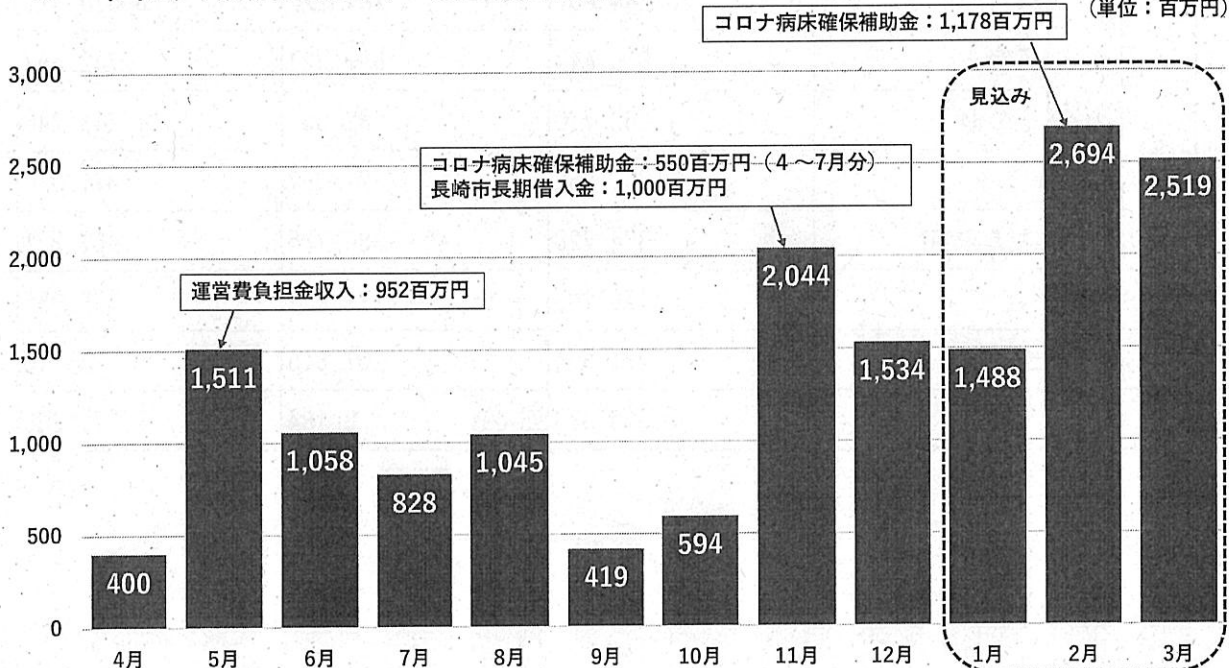
4 令和2年度 月次損益収支（百万円）

（単位：百万円）



5 令和2年度資金計画・資金期末残高

（単位：百万円）



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
190～ 191	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	13-1	【単独】民間病院施設整備事業費補助金 長崎原爆病院	千円 28,350

1 概 要

被爆者医療の中核的な医療機関としての役割を果たしている日本赤十字社長崎原爆病院が実施する医療機器の整備については、国の「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき国・県が補助を行うこととしており、市においても、「長崎原爆病院施設・設備整備費補助金交付要綱」に基づき補助を行うことで、高齢化している被爆者が安心して医療を受けられる環境を整備する。

2 設備整備費補助金

設備整備費の補助対象となる事業費のうち、国からの内示額（原爆病院の令和元年度入院及び外来患者のうち被爆者の割合 20.9%を、平成 30 年度の被爆者の割合 22.1%で除した数値 94.5%を 90,000 千円に乗じた額。）を補助基本額とし、市はその3分の1を補助する。

（国1／3、県1／3、市1／3）

- (1) 補助対象者 日本赤十字社 長崎原爆病院
(2) 補助対象事業費 116,223千円
(3) 補助基本額 85,050千円・・・90,000千円×94.5%=①
(4) 補助額 28,350千円・・・①×1/3
(5) 令和3年度整備予定機器

	機器名	用途
①	心電図用送信機	患者の心拍数・呼吸数・血圧などの生体情報をセントラルモニターに送信する機器
②	多項目自動血球分析装置	血液中に含まれる赤血球数・白血球数・血小板数などを計測する臨床検査用装置
③	プラズマガス滅菌器	手術用の器材の滅菌を行う機器
④	全自動散薬分包機	散薬（粉薬）を均等に分割し、包装する機器
⑤	泌尿器科内視鏡カメラシステム	泌尿器科手術において、手術部位を観察するための内視鏡カメラシステム

⑥	密閉式自動固定包埋装置	患者から採取した組織・細胞・臓器などの脱脂・脱水・パラフィン浸透を自動で行う病理診断のための標本作製用装置
⑦	IABPコンソール	心筋梗塞などの心疾患において、バルーン（風船）のついた大動脈内カテーテルを心臓の動きに合わせて、自動的に拡張・収縮して心臓の動きを補助する装置。

3 財源内訳

総事業費 ①	予算計上額 ②	財源内訳			事業者負担額 ^{※1} ①-②
		国庫支出金	地方債	一般財源	
千円	千円	千円	千円	千円	千円
116,223	28,350	—	—	28,350	87,873

補助基本額
85,050千円

1/3

2/3

※1 事業者負担額のうち、56,700千円(補助基本額×2/3)が県補助。
(県補助のうち、1/2にあたる28,350千円が国庫補助。)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
192 ~ 193	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	1-4	新型コロナウイルス 感染症対策費	千円 831,081

1 概 要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の実施体制を整えるとともに、陽性者に対して適切な医療を提供する。

2 事業内容

(1) PCR検査等の実施 531,456千円

発熱等の症状で保険診療によりPCR検査等を受けた方の検査費用のうち自治体負担分を負担するとともに、施設等におけるクラスター発生等の際の包括検査における検査費用を負担する。

ア 行政検査費用(保険適用分)	168,890千円
医療機関での保険適用による検査件数見込み 37,531 件	
イ 行政検査費用(保険適用外の包括検査等分)	362,566千円
クラスター発生時や濃厚接触者等の検査件数見込み 20,536 件	

(2) 長崎地域外来・検査センターの運営 75,324千円

効率的に行政検査ができるドライブスルー方式の検査センターを夜間急患センターの巡回診療方式として設置し、指定管理者である長崎市医師会に委託する。

- ・ 人員体制 基本体制15名(医師、臨床検査技師、看護師ほか)
- ・ 検査センターの稼働は週4日(月、水、木、土)を基本とする。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口等の運営 17,113千円

新型コロナウイルス感染症に係る一般的な健康相談窓口を引き続き保健所内に設置する。
また、医療機関と長崎地域外来・検査センターとの受診及び検査に係る調整などの業務を長崎市医師会に委託する。

ア 新型コロナウイルス感染症に係る一般的な健康相談(看護職を配置)	7,889千円
イ 受診及び検査に係る医療機関との調整(長崎市医師会に委託)	9,224千円

(4) 入院医療費 135,548千円

新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち、入院が必要となった方の入院医療費の自治体負担分を負担する。

・入院患者見込み人数 743 人、一人当たり平均入院日数 15 日

(5) その他 71,640千円

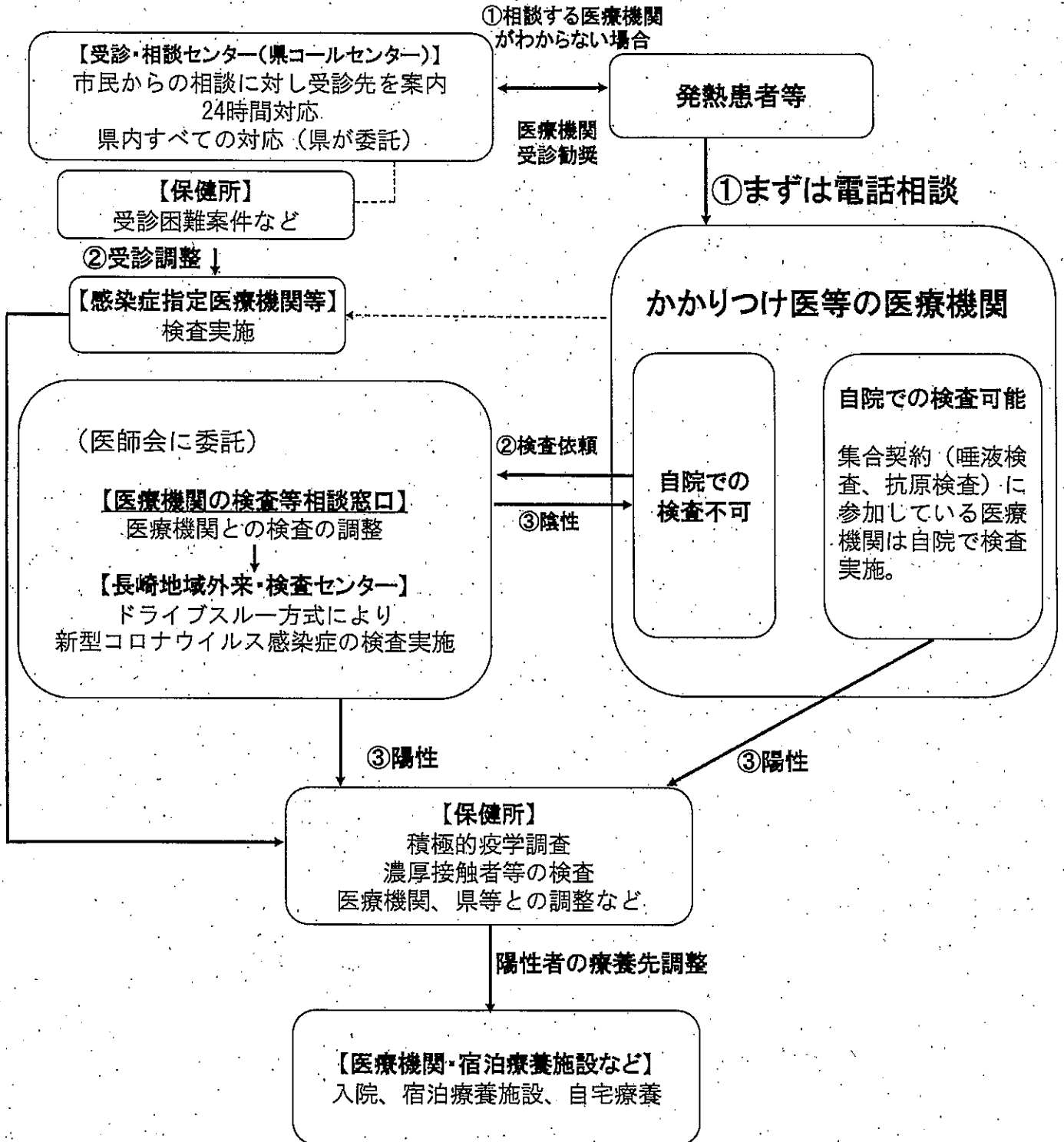
ア 検査用試薬、マスク、防護服等消耗品の購入	60,111千円
イ 支払事務委託料、通信運搬費、OA機器借上料ほか	11,529千円

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
831,081	382,850	—	—	133,140	315,091

※ 感染症予防事業費等国庫負担金 検査費用 1/2 入院医療費 3/4

発熱時にはかかりつけ医等身近な医療機関に電話相談する



予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
194 ~ 195	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	2-5	風しん予防接種費	千円 29,485

1 概要

風しんの感染拡大防止を図るため、これまで風しんの定期予防接種の機会がなく、特に抗体保有率が低い年代の男性に対し、令和元年度から3年間、予防接種を実施するもの。

実施にあたっては、ワクチンの効率的な活用のため、先に抗体検査を実施し、検査の結果、抗体価が低い者を予防接種の対象者とし、それぞれ無料で実施する。

【風しんの定期予防接種制度の状況】

令和3年4月1日現在の年齢

性別	2回個別接種	幼児期に1回個別接種	中学生の時に1回個別接種	1回も接種していない	
				中学生の時に1回集団接種	1回も接種していない
男性					
女性					
1歳	30歳 H2年4月2日生		33歳6か月 S62年10月2日生	41歳 S54年4月2日生	58歳 S37年4月2日生

2 事業内容

- (1) 実施期間 令和元年度～令和3年度
- (2) 対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性
- (3) 令和3年度事業

- ア 対象者(7) 昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性(令和元年度及び令和2年度の対象者)で未実施の方
- (イ) 昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性(令和2年度の対象者)で未実施の方

区分	令和3年度 対象見込者数 (A)	抗体検査 受検率 (B)	抗体検査 実施見込者数 (C)	予防接種 接種率 (D)	予防接種 実施見込者数 (C×D)
(7)	13,808人	6.25%	(A×B) 863人	24.4%	210人
(イ)	20,488人	10.42%	2,135人		521人
合計	34,296人		2,998人		731人

※受検率及び接種率は令和2年度上半期実績を参考とした見込み率とする。

- イ 実施方法 令和2年度までに対象者へ受診券を発送しているが、未実施の方へ勧奨はがきを送付する。
対象者は受診券を医療機関等に持参し抗体検査を受検する。予防接種の対象者となった場合は予防接種を受ける。

ウ 事業費 29,485千円

内訳	予算額(千円)	備 考
報酬	1,442	事務補助職員報酬
職員手当等	307	事務補助職員期末手当
共済費	300	事務補助職員厚生年金等負担金・労働保険料
旅費	116	事務補助職員通勤費
需用費	846	勧奨はがき・受診票・予診票・周知用チラシ等印刷費
役務費	2,363	勧奨はがきの郵送料 予診票等の医療機関等への郵送料
委託料	24,111	抗体検査委託料(全国统一単価) ・医療機関で実施分 6,952円(税込) ・健診の機会での実施分 2,948円(税込) 予防接種委託料 10,208円(税込) 支払事務委託料(全国统一単価) ・県国保連合会 300円(税込) 勧奨はがき印字等委託料
合計	29,485	

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金(※1)	県支出金	地方債	その他(※2)	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
29,485	10,813	—	—	6	18,666

※1 感染症予防事業費等国庫補助金 補助率 1/2

※2 保険料個人負担金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
194~195	4 衛生費	1 保健衛生費	5 健康増進費	1-3	がん検診等 事業費	千円 406,458

1 概 要

健康増進法に基づき、各種がんの死亡率の低減、歯周疾患や生活習慣病の予防と早期発見を図るため、各種がん検診等を実施するもの。

広報紙による周知、個別の受診勧奨や女性がん検診の無料クーポン券の配布などにより広く市民に向けて、がん検診等の受診を推進する。

2 事業内容

(1)各種がん検診等の実施にかかる経費 393,187千円

医療機関等への委託による個別・集団検診の委託料等

※集団検診については、令和2年7月から事前予約制を導入

《受診件数、受診見込数》

種 類	対 象 者	受診件数			R3年度 受診見込 件数	予 算 額 (千円)
		H30 年度	R元 年度	R2年度 (4~12月)		
胃がん検診	40歳以上	9,839	9,910	6,473	9,678	370,947
肺がん検診	40歳以上	15,428	15,517	11,254	17,202	
大腸がん検診	40歳以上	10,623	10,656	7,355	11,068	
子宮がん検診	20歳以上女性	12,349	12,032	7,923	11,215	
乳がん検診	30歳代女性(エコー) 40歳以上女性(マンモグラフィ)	6,613	6,765	3,943	5,920	
前立腺がん検診	50歳以上男性	2,884	3,220	1,655	4,000	6,983
胃がんリスク検診	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳	2,229	2,361	116	115	421
生活保護受給者 等の健康診査	40歳以上	803	792	495	880	8,622
歯周疾患検診	・満20,25,30,35,40,50,60,70,80歳 ・満20歳以上の禁煙を希望する喫煙者	1,105	1,159	824	1,200	6,214

(2)各種がん検診等啓発にかかる経費 13,271千円

広報紙折込作成、個別の受診勧奨及び無料クーポン券の配布等

3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他 ※3	一般財源
千円 406,458	千円 1,495	千円 8,754	千円 -	千円 12	千円 396,197

※1 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金 補助基本額(2,990千円)の1/2

※2 長崎県健康増進事業費補助金 補助基本額(13,132千円)の2/3

※3 保険料個人負担金

【参考】

《自己負担額》

種 類	自己負担額	
	個別検診	集団検診
胃がん検診	2,000 円	500 円
肺がん検診	400 円 (喀痰検査含む場合 900 円)	無料 (喀痰検査含む場合 300 円)
大腸がん検診	600 円	300 円
子宮がん検診	1,000 円 (体部を含む場合 1,700 円)	400 円
乳がん 検診	30 歳代	1,400 円
	40 歳代	2,000 円
	50 歳以上	1,600 円
前立腺がん検診	無料	無料
胃がんリスク検診	1,000 円	1,000 円
生活保護受給者等の健康診査	無料	無料
歯周疾患検診	400 円	無料

自己負担額が無料となる場合

「後期高齢者医療被保険者」、「高齢受給者」、「被保護世帯に属するかた」、「特定中国残留邦人等のかた」、「市民税非課税世帯に属するかた」、「65 歳以上 69 歳以下のかた(肺がん検診のみ)」、「無料クーポン券対象のかた(子宮がん検診、乳がん検診のみ)」

《市民健康意識調査^{※1}による5がん検診の受診率》

内 容	算定対象 年齢	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度	※2 R4 年度 目標値
胃がん 検診	40～69 歳	41.4%	44.3%	39.7%	45.1%	41.5%	50.0%
肺がん 検診	40～69 歳	50.6%	50.9%	49.8%	54.0%	53.4%	55.0%
大腸がん 検診	40～69 歳	43.7%	36.4%	37.9%	36.7%	41.5%	50.0%
子宮がん 検診	20～69 歳	45.1%	44.4%	41.0%	42.1%	45.3%	50.0%
乳がん 検診	40～69 歳	43.8%	44.8%	41.8%	38.9%	42.5%	50.0%

※1 市民健康意識調査は 20 歳以上 84 歳以下の市民 3,500 人を対象に毎年度実施している。

※2 『第 2 次健康長崎市民 21』計画における最終目標値

受診率の算出について

市のがん検診、職場健診、人間ドックなどでがん検診を受診したと回答した数
 算定対象年齢の回答者数

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
196～ 197	4 衛生費	1 保健衛生費	7 保健環境 検査費	2-1	【補助】保健環境試験 所施設整備事業費 検査機器整備	千円 1,300

1 概 要

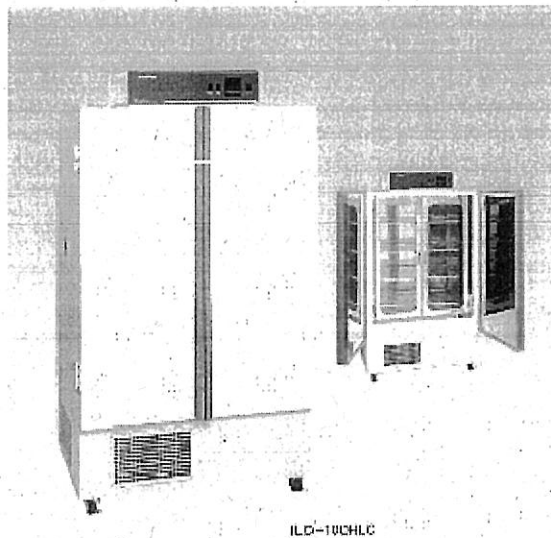
感染症、食中毒の微生物検査で使用する検査機器が経年劣化しているため更新を行う。

2 事業内容

購入機器名： 恒温培養器 事業費： 1,300 千円

<装置の用途>

- ・細菌検査において各種細菌を恒温(35～37度)で培養する装置



3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
千円 1,300	千円 650	千円 —	千円 600	千円 —	千円 50

※1 感染症予防事業費等国庫負担金 国庫補助率 1/2

※2 合併特例事業債 充当率95% (交付税措置率70%)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
196～ 197	4 衛生費	1 保健衛生費	7 保健環境 検査費	3-1	【単独】保健環境試験 所施設整備事業費 検査機器整備	千円 20,000

1 概 要

食品及び飲用井戸水試験等で使用する検査機器が経年劣化しているため更新を行う。

2 事業内容

(1) 購入検査機器名

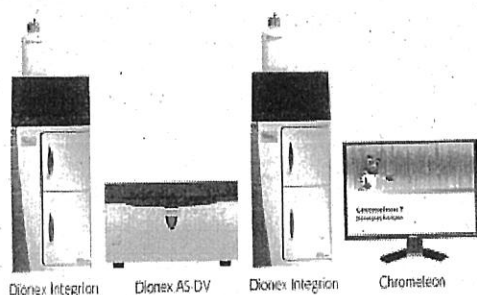
ア. イオンクロマトグラフ 事業費： 12,500 千円

イ. 水銀分析装置 事業費： 7,500 千円

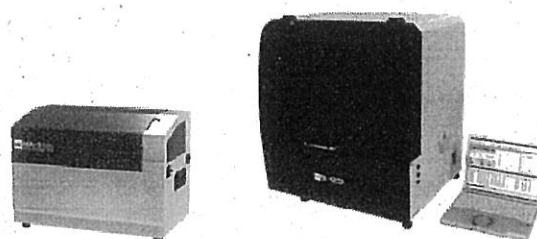
(2) 装置の用途

ア. 未給水地区が使用する飲用井戸水等の衛生を確保するための水質の試験に使用する。また、食品中に含まれる添加物やその他の化学物質の濃度が食品衛生法の基準に適合しているかを確認するための試験に使用する。

イ. ミネラルウォーター、未給水地区が使用する飲用井戸水に含まれる水銀や魚介類中の水銀を測定するために使用する。



ア. イオンクロマトグラフ



イ. 水銀分析装置

3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 20,000	千円 -	千円 -	千円 19,000	千円 -	千円 1,000

※ 合併特例事業債 充当率95% (交付税措置率70%)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
196～ 197	4 衛生費	1 保健衛生費	8 環境衛生費	1-4	まちねこ不妊化推進費	千円 5,612

1 概 要

平成26年度に開始した、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術にかかる費用の助成制度を継続させ、引取りの多くを占める野良猫の子猫の数を減らすことにより、殺処分数の減少を図り、市民と動物の共生する地域社会の実現の一助とするもの。

2 事業内容

(1) 事業の方針

飼い主のいない猫の多く集まる場所（生息域）において、その全ての猫を対象に、個人又は団体が行う不妊去勢にかかる手術費用を助成する。

術後は、元の場所に戻し、地域内の猫の数の推移について情報収集をしながら、新たなエリアを年次的・継続的に増加させ、市内各地の飼い主のいない猫の数の減少を図る。

(2) 事業の進捗状況

年度	申込み			実施決定数			
	町数	件数	頭数	町数	件数	頭数	(内訳)
平成28年度	145	202	968	21	21	245	メス153 オス92
平成29年度	139	196	1,010	21	21	240	メス137 オス103
平成30年度	90	132	1,126	21	21	244	メス138 オス106
令和元（平成31）年度	141	196	1,156	29	31	305	メス181 オス124
令和2年度 (令和2年12月末現在)	135	176	1,213	26	26	349	メス196 オス153

ア 予定頭数

令和3年度 360頭（メス260頭 オス100頭）

イ 事業の効果的な推進（市民との協働）

事業の実施に際して、対象となる猫の捕獲や病院への搬送の補助についてはボランティア団体と市職員とで協働で助成対象者を支援し、また、不妊化手術については獣医師会と連携して行うことにより効果的な推進を図る。

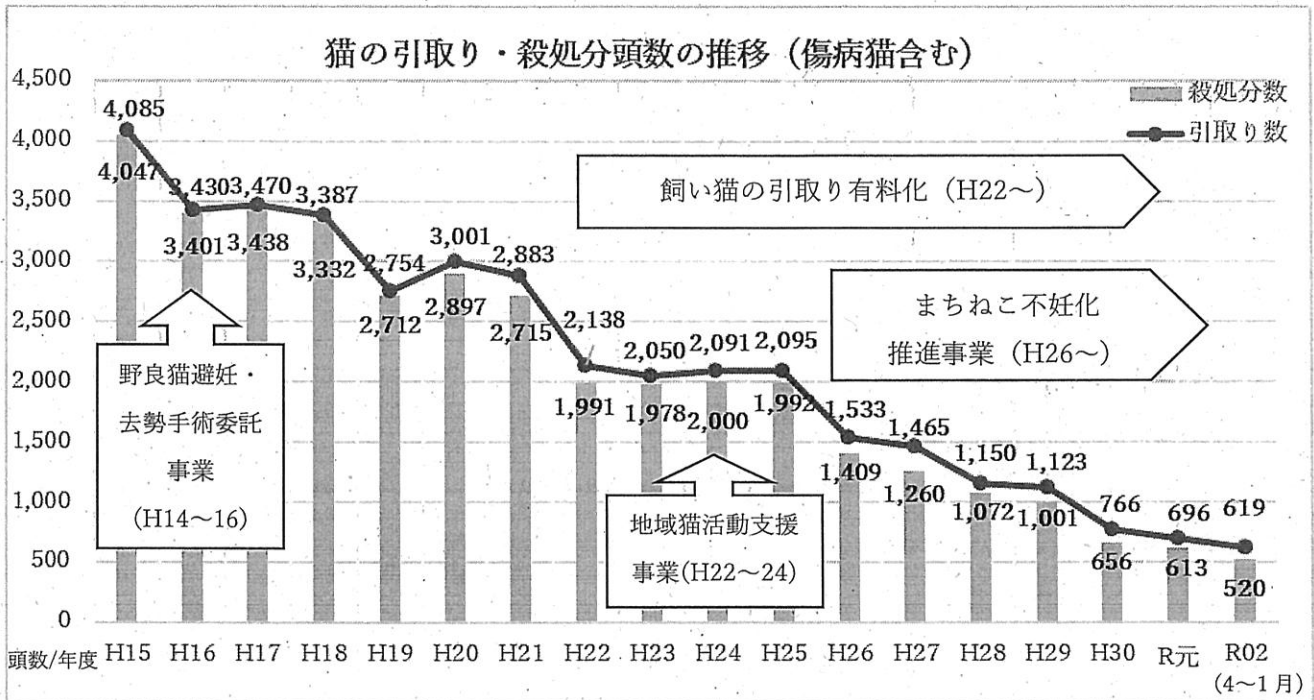
(3) 事業費 5,612千円

内 訳	令和3年度	令和2年度	備 考
助成金	5,480千円 360頭分 〔メス260頭〕 〔オス100頭〕	4,760千円 320頭分 〔メス220頭〕 〔オス100頭〕	申請者負担：2千円/頭 @18,000円/頭 @8,000円/頭
その他経費	132千円	143千円	事務費等

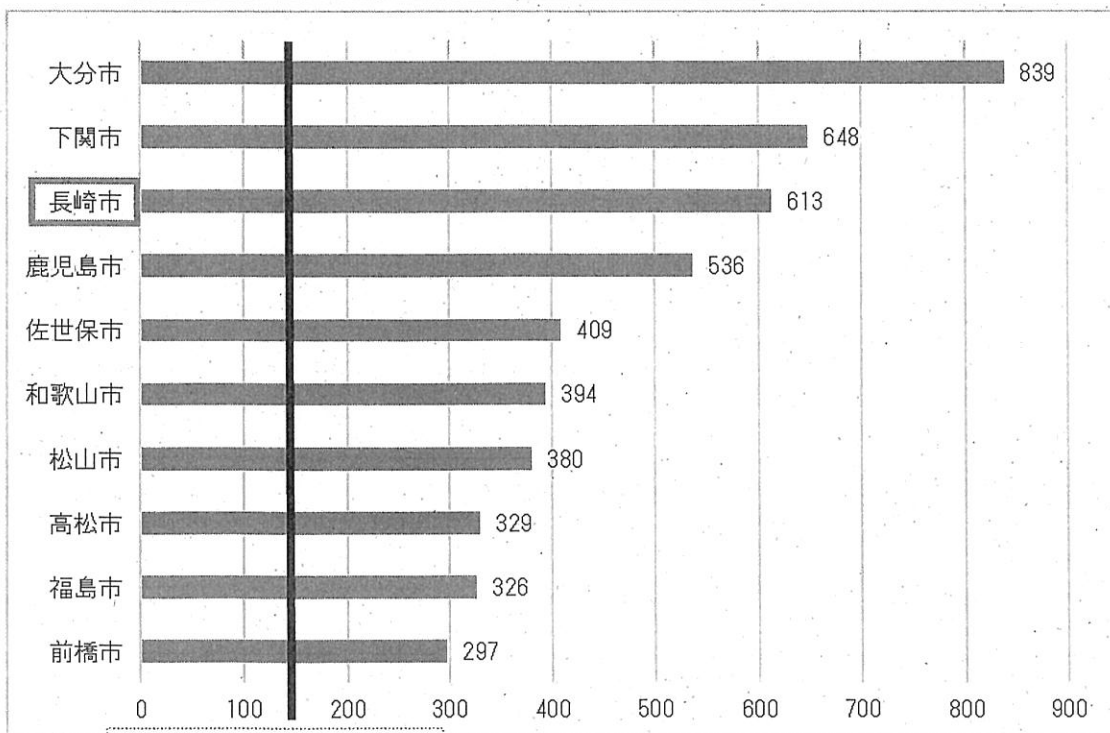
3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 5,612	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 5,612

(参考) 長崎市の現状と目標



令和元年度 猫の殺処分数が多い中核市 10市



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
198 ~ 199	4 衛生費	1 保健衛生費	8 環境衛生費	4-1	【単独】環境衛生施設整備 事業費 動物管理センター移転	千円 16,100

1 概 要

動物管理センターが所在する建物の敷地を含む中部下水処理場は、令和5年度末ですべての処理機能を停止し、当該施設の運用停止後は、敷地内にある建物・設備をすべて撤去する。

これに伴い、移転先である旧クリーンセンター施設内部の改修を行い、移転を行うもの。令和3年度は、移転に係る実施設計業務委託を行う。

2 事業内容

(1) 方針

移転先となる旧クリーンセンターにおいて、適正に業務を実施するために必要となる設備等を改修・整備し、移転を行う。

移転先の新施設は、「動物の愛護と管理に関する法律」に規定する動物愛護管理センターとして、人と動物との共生と平和な社会の構築を目指して、動物愛護を通じた生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図り、また、ボランティア等との協働を通じた市民意識の向上等を図るための動物愛護管理行政を担う機能を果たす拠点施設として整備する。

(2) 事業費内訳（令和3年度）

ア 実施設計業務委託 16,056千円

イ 事務費（消耗品等） 44千円

[現在の旧クリーンセンター]

6F	保健環境試験所（機械室）
5F	保健環境試験所
4F	
3F	コールセンター
2F	旧クリーンセンター
1F	
B1F	
B2F	

→ [移転後]

6F	保健環境試験所（機械室）
5F	保健環境試験所
4F	
3F	茂里町 環境センター
2F	
1F	
B1F	上下水道局（流量調整池）
B2F	

【環境部との費用按分】

環境部（茂里町環境センター）と動物管理センターは、地上部分（1～2階）を区分して使用する計画であり、移転のための設計については同時に行うことが適切であると判断したことから合わせて行い、その費用についてはそれぞれ応分負担とする。

なお、環境部と動物管理センターの移転箇所にかかる既存の機械設備等の撤去については、環境部が一括して実施する予定である。

(3) 事業のスケジュール

年度	R3	R4	R5	R6
中部下水処理場	→			機能停止
旧クリーンセンター (動物管理センター) (環境部)	設計	工事		供用開始

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債(※)	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
16,100	-	-	15,200	-	900

※ 合併特例事業債 充当率 95% (交付税措置率 70%)

4 現在の施設情報

- (1) 所在地等 長崎市茂里町 2 番 2 号 (長崎市中心部下水処理場の敷地内)
上下水道局、環境部及び動物管理センターの合同庁舎
- (2) 竣工 昭和 58 年 11 月
- (3) 構造等 鉄筋コンクリート造、地上 3 階建、占有部分の建築面積 1,104.753 m²
- (4) 専有部分 1~3 階の各一部 (動物管理センター施設の主体は 2 階部分)
- (5) 主な施設 事務室、相談室、犬舎、猫室、処分・冷凍室、焼却炉室、倉庫、屋内駐車場 等

5 移転先 (旧クリーンセンター) 施設情報

- (1) 所在地 長崎市茂里町 2 番 34 号 (地上 1~2 階の各一部を移転先として使用予定)
- (2) 竣工 平成 2 年 9 月
- (3) 構造 鉄筋鉄骨コンクリート・鉄筋コンクリート・プレキャストコンクリート造
地下 2 階地上 6 階建
- (4) 主な設置予定施設
 - 屋内：事務室、会議室、犬舎、猫室、隔離室、処置室、手術室、トリミング室、
処分・冷凍室、倉庫 等
 - 屋外：駐車場 (他施設との共用)、犬の運動スペース 等

【参考】移転における位置関係

